

兵庫県立総合教育センター情報教育研修課ソーシャルメディアサービス運用手順

兵庫県立総合教育センター情報教育研修課

1 趣旨

この運用手順は、兵庫県立総合教育センター情報教育研修課（以下「当課」という。）が情報発信等のためにソーシャルメディアサービス（以下「SMS」という。）を運用するに当たっての基本原則、運用ポリシー、トラブルへの対応等について定める。

2 SMSの定義

ブログやソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイト等のインターネットを利用して、誰でも情報を発信でき、社会的相互性を通じて広がっていくように設計された双方向メディアのことをいう。

3 運用について

- (1) SMSは、「4 運用ポリシー」に沿って運用することとし、利用規約を別途定める。
- (2) 運用ポリシーは、次に掲げる事項について定める。
 - ア 運用するSMSとそのアカウント名、URL及びアカウント運用者名
 - イ SMSによる情報発信の目的及び内容
 - ウ SMSの運用方法（配信時間、意見や質問への対応方法など）
 - エ 個人情報に関する取扱い
- (3) 利用規約は、利用者があらかじめ同意することが必要な次に掲げる事項について定める。
 - ア 利用上の遵守事項
 - イ 知的財産権の帰属
 - ウ 免責事項
- (4) 兵庫県立総合教育センター（以下「当センター」という。）公式ホームページ内に、運用するSMSの種類、運用アカウント及び当該アカウントで表示されるページへのリンクを明記するとともに、本運用手順及び利用規約を掲載する。あわせて当該SMS側のページにこれらを掲載した当センター公式ホームページのURLを明記する。
- (5) 取得したアカウントへのログインパスワードの設定は、推測されやすいものは避け、第三者に知られることのないように厳重に管理し、定期的（年1回および課員に異動があるなど必要と認められるとき）に変更する。
- (6) 利用規約に定める利用上の遵守事項に抵触する書き込み等を発見した場合は、速やかに削除等の措置を行う。
- (7) 当課アカウントへのなりすましを発見した場合は、当該アカウントを管理するソーシャルメディアの管理者に削除依頼等を行うとともに、当センター公式ホームページ上で周知する。また、必要に応じ報道機関へ情報提供などを行い、なりすましが存在することについて注意喚起を行う。
- (8) 当課アカウントが、いわゆる「炎上」状態となった場合は、教育情報システム管理者（当センター副センター長）に速やかに報告し、教育情報システム管理者の判断により、必要に応じて説明、訂正、謝罪等の情報発信を行うなど、適切に対応する。
- (9) SMSを運用する情報教育研修課長は、上記の(7)または(8)が発生した場合は、速やかに統括教育情報セキュリティ責任者（兵庫県教育委員会事務局教育企画課長）に報告する。

4 運用ポリシー

(1) 運用するSMS

当課が運用するSMSは、下記のとおりとする。

SMSの種類	アカウント名	ID	アカウント運用者	URL
Instagram	兵庫県立総合教育センター 情報教育研修課	hec_info_edu_ts	情報教育研修課長	https://www.instagram.com/hec_info_edu_ts/
X	兵庫県立総合教育センター 情報教育研修課	@HEC_Info_Edu_TS	情報教育研修課長	https://x.com/HEC_Info_Edu_TS
note	兵庫県立総合教育センター 情報教育研修課	hec_info_edu_ts	情報教育研修課長	https://note.com/hec_info_edu_ts

(2) 掲載する目的及び内容

当課の研修内容等を多くの教職員に周知するため、以下の内容について上記SMSを通じて情報発信する。ただし、別途定める重要性Ⅱ以上の情報資産は、SMSで取り扱わない。

ア 当課が実施する研修等の関連情報

イ 緊急時における連絡内容

ウ 文部科学省やその他関係機関が発信する情報教育に関する情報

エ その他、当課の業務内容に関する情報

(3) 配信時間

原則として、年末・年始（12月29日～1月3日）、祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分までとする。

ただし、内容や状況によって、上記以外の時間に配信することもある。

(4) 運用ルール等

利用者からのコメント等に対しては、原則として対応しない。当課が運用するSMSに関する質問等は、下記の電子メールで受けることとする。

E-mail: hec_info_edu_ts@hyogo-c.ed.jp

5 発信する情報について

(1) 情報（当課の書き込み等を含む。）を発信する場合は、次に掲げる事項に留意する。

ア 発信する情報は、正確に記述するとともに、内容について誤解を招かないよう十分に注意すること。

イ 著作権、個人情報保護等に関する法令を遵守するとともに、別途定める重要性Ⅱ以上の情報資産は権利者の許可なく発信しないこと。

ウ 利用者の投稿を引用すること又は第三者が管理し、若しくは運用するページへのリンクを掲載することは原則行わない。「4 運用ポリシー」の(2)のウに示す情報について投稿する場合は、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性があるため慎重に行うこと。

エ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）や教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）、その他教職員の服務に関する法令等を遵守することはもとより、教職員としての自覚と責任を持つこと。

(2) SMSを運用する情報教育研修課長は、情報教育研修課員が、(1)に抵触する書き込み等を行うことのないよう、十分な監督を行う。

(3) 発信した情報に誤りがあった場合は、発信した当該情報を速やかに削除するとともにその旨を発信するなど誠実かつ速やかな対応を行う。

6 運用手順の変更

(1) 運用手順は、予告なく変更する場合がある。

(2) 変更後の運用手順は、当課が別途定める場合を除き、当センター公式ホームページ上に記載した時点から効力を生じるものとする。